

# 山口県報

平成24年  
12月28日  
(金曜日)

## 目 次

条例	
山口県防災会議条例及び山口県災害対策本部条例の一部を改正する条例	一
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	二
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	二
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	三

山口県防災会議条例及び山口県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

### 山口県条例第六十三号

山口県防災会議条例及び山口県災害対策本部条例の一部を改正する条例

(山口県防災会議条例の一部改正)

第一条 山口県防災会議条例(昭和三十七年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに指定公共機関」を、「指定公共機関」に改め、「又は職員」の下に「のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を加え、「十一人以内」を「三人以内」に、「及び十八人以内」を「十八人以内及び六人以内」に改め、同条第二項中「並びに指定公共機関」を、「指定公共機関」に改め、「職員」の下に「のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を加える。

(山口県災害対策本部条例の一部改正)

第二条 山口県災害対策本部条例(昭和三十七年山口県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第六十四号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「第三号において」を「以下」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

第十条の四第二項第一号中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第六十五号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。  
第十二条の三第一項第一号中「第三号において」を「以下」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

住居手当の月額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する学校職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

第十二条の三第二項第一号中「応じて」を「応じ」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第六十六号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十七年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中二をホとし、八をニとし、同号口中「（昭和二十六年法律第百六十六号）」及び「（以下「伝染性疾病」という。）」を削り、「伝染性疾病に」を「当該伝染性疾病に」に、「伝染性疾病の」を「当該伝染性疾病の」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病で人事委員会が定めるものまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒

第十条第二項各号を次のように改める。

一 前項第一号イ、ハ、ニ又はホの業務に従事した場合 一日につき 三百円

平成  
二十四年  
十二月  
二十八日  
印刷  
発行

発行  
行人所

山口  
県知  
事庁

二 前項第一号口の業務に従事した場合 一日につき 三百八十円（人事委員会が著しく危険であると認める業務に従事した場合にあつては、三百八十円にその百分の百に相当する額を加算した額）

三 前項第二号に掲げる場合 一日につき 三百円

四 前項第三号に掲げる場合 一日につき 八百五十円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。